

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十五号）（第一条関係）	1
○ 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十六号）（第二条関係）	3
○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）（第三条関係）	4

○ 行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律施行令（以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）に規定する手続等（ただし、行政機関個人情報保護法第四章の二及び行政機関個人情報保護法施行令第二十五条に規定する手続等を除く。以下同じ。）を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合、並びに情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合において手数料を納付する場合には、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（手数料の納付）</p> <p>第八条 行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同条第一項第二号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律施行令（以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）に規定する手続等を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合に、並びに情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合には、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（手数料の納付）</p> <p>第八条 行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同条第一項第二号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方</p>

- 方法を指定することができる。
- 一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法
 - 二 行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十二年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法
 - 三 行政機関の長が行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第二号の規定による公示をした場合において、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、前項本文に規定する方法によることができなときは、行政機関個人情報保護法施行令第二十一条第三項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

- 法を指定することができる。
- 一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法
 - 二 行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第一号イ及びロに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法
 - 三 行政機関の長が行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第二号の規定による公示をした場合において、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、前項本文に規定する方法によることができなときは、行政機関個人情報保護法施行令第十八条第三項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報保護の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第二百二十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨） 第一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）に規定する手続等（ただし、独立行政法人等個人情報保護法第四章の二に規定する手続等を除く。以下同じ。）を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨） 第一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p>

○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十四條第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法</p>	<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九條の送付に要する費用の納付方法を定める省令</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九條に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十四條第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法</p>